

事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症を広げないため、
事業者の皆様にご協力いただきたいこと

事業者・社員の皆様には、大型連休期間の帰省や旅行などを楽しみにされていたことと思います。

しかしながら、福島県においては、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限などを県民の皆様をお願いしたところであり、その大きな目的は、大型連休期間における人の移動を最小化することにあります。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、事業者の皆様、社員の皆様には、特に次の点についてご協力をお願いいたします。

① 今年の大型連休は、皆様には、県外に帰省することなく、現在お住まいのところに留まって、ゆっくり過ごされますようお願い申し上げます。

離れているご家族やご友人とはパソコンやスマートフォンなどを活用してつながることができます。

② やむを得ず県外へ移動された場合は、本県へ戻った後2週間は、在宅勤務などにより人と接触するのを避けて過ごされますようお願い申し上げます。

③ 事業所内での手洗い、咳エチケット等の感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状がある従業員への出勤免除など、健康管理の徹底を改めてお願いいたします。

従業員とご家族、お客様などを守るため、ひいては皆様の会社を守るため、趣旨をご理解の上、ご協力くださるようお願い申し上げます。

令和2年4月福島県相双保健所

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ（倦怠感）や咳・痰（呼吸器症状）があるなどの場合は、「帰国者・接触者相談センター」0120-567-747へお電話ください。